

【東海地域/北陸地域】日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等受注者の募集

2025年6月18日

日本郵便株式会社

不動産部担当執行役員 黒木 信浩

日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等を実施する受注者（以下「事前指名者」という。）を募集する。

1 概要

(1) 概要

申請者から提出された技術資料等を審査し、該当するエリアの事前指名者を選定するもの。

(2) 対象施設

別紙1の「募集エリアとその対象市町村名」に所在する施設

施設の詳細は別紙2および別紙3による。

(3) 対象工事

小規模修繕工事（請負契約の金額が、200万円（税抜き）以下の建築一式工事、電気工事及び管工事）等。ただし、仮設建物及び別に定める専門工事等除くものがある。

なお、見積書を提出した場合であっても、日本郵便(株)の判断によっては、他の者に見積を依頼し、契約することがある。ただし、緊急工事（【別紙4-1】のとおり）を除く。

(4) 指名期間

2025年10月1日から2027年9月30日までの2年間

(5) 指名条件

別紙4「事前指名条件書」のとおり

(6) 重複応募

複数エリアへの応募も可能とするが、技術資料等で求める配置技術者は、11（表-1）の有資格技術者を4名以上有し、かつ登録を希望するエリア毎に主担当技術者1名（（表-1）の資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする）、副担当技術者1名（資格の有無は問わず、隣接する他のエリアと重複可とする）をそれぞれ選定できること。

ただし、別に公告する「郵便局の警備会社待機所模様替工事を実施する受注者」との重複応募はできない。

2 応募資格要件

(1) 次のアからカに該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。

イ 以下の各号に該当し、日本郵便(株)が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 不正又は不誠実な行為をした者

(イ) 不法行為をした者

(ウ) 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者

- (イ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者
- (オ) 契約相手方として不適切であると認められる者
- (カ) その他、日本郵便(株)に損害を与えた者
- (キ) 2015年10月1日以降に事前指名を取り消された者。

ウ 別に公告する「郵便局の警備会社待機所模様替工事を実施する受注者」である者

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

オ 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときはその全てを含む。）若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

- (ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
- (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

カ 技術資料の提出期限日（2025年7月15日）に、登録を希望するエリアの県において日本郵政グループ各社から競争参加（指名）停止を、国土交通省（東海地域は中部、北陸地域は北陸）地方整備局又は登録を希望するエリアの県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業のもので下表の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、技術資料等受付締切日の1年7か月前までのものとし、かつ最新のものであること。

総合評定値通知書の写しは直近2期分について提出すること。（または、直近の総合評定値通知書の写しと直近の決算書2期分）

総合評定値の 工事種別	建築一式	総合評定値	求めない
事業所の所在地に関する要件	登録を希望するエリアの県又はその隣接する県内のいずれかに建設業法上の本店・支店又は営業所を有すること。		
配置技術者に関する要件	（表一）の有資格技術者を4名以上有し、かつ登録を希望するエリア毎に主担当技術者1名（（表一）の資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする）、副担当技術者1名（資格の有無は問わず、隣接する他のエリアと重複可とする）をそれぞれ選定できること。		

その他
工事の受付時間及び工事内容が緊急駆付けを要するものである場合の到着時間について、次のとおり対応できること。 【工事の受付時間】 通年 24 時間（土曜日、日曜日及び祝日を含む）。 ただし、緊急駆付けを要する工事の場合、8 時から 18 時に受付けたものは緊急駆付けの対象とするが、それ以外の時間帯で受け付けたものは、可能な範囲で早期に対応するものとする。 【緊急駆付けを要する工事の到着時間】 ・名古屋市内にあっては対象施設におおむね 2 時間以内に到着し対応できること。 ・その他の地域にあっては対象施設におおむね 3 時間以内に到着し対応できること。 ・島しょにあっては対象施設に可能な範囲で早期に到着し対応できること。

3 申請期間・期限等

手続等	期間・期日・期限（注 1）	備 考
技術資料作成に係る資料の交付期間	2025 年 6 月 18 日（水）から 2025 年 7 月 15 日（火）まで	日本郵政グループホームページ（建設工事関係）よりダウンロード（注 2）
技術資料の提出期限日	2025 年 7 月 15 日（火）	
審査結果通知日	2025 年 8 月 25 日（月）	応募者へ書面により通知

（注 1）持参した場合の上記受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後 5 時（正午から午後 1 時の間を除く。）とする。

（注 2）日本郵政グループホームページ（アドレス）<http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ→調達情報・公告→調達情報→一般調達情報
→建設工事・設備運行・設備保守関係→入札公告

エリア 東海エリア/北陸エリア

会社 日本郵便株式会社

種別 建設工事関係（入札公告等）

4 技術資料の提出先及び審査担当部署等

区 分	担当部署	電話番号等	住 所
技術資料の提出先	日本郵政建築(株) 中部支社業務部 施設管理担当	TEL 050-3823-8146	〒450-8997 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号 JPタワー名古屋 8 階
		※技術資料の提出期限日までに持参又は郵送（提出期限日までに必着）により提出すること。 ※郵送の場合は「書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）」の写しを別記の送信票を表紙として以下のメールアドレス宛て送付すること。 宛先 eizensupporthosyu.ii@jp-ae.jp	

技術資料の 審査担当 及び 問合せ先	日本郵政建築(株) 中部支社業務部 施設管理(審査) 担当	TEL 050-3823-8146	
		※提出する技術資料とは別に、単価等を記載した様式2、様式3、様式4については、登録を希望するエリア毎に金額等を入力した電子データ「Excel ファイル」を以下3名のメールアドレス宛て送付すること。 【事前指名審査担当】 宛先 minoru.takeuchi.qa@jp-ae.jp hiroyasu.fujiyoshi.nz@jp-ae.jp tomohiro.morisaki.yc@jp-ae.jp	

5 技術資料の提出等

(1) 技術資料等の提出方法

技術資料等は、上記3に示す期限までに、上記4に示す場所に持参又は郵送（一般書留郵便物に限る。）により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

なお、技術資料等を郵送で提出する場合は、一般書留郵便物を差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控え）」の写しを、技術資料の提出期限日の前日までに、上記4に示す技術資料の提出先に電子メールにより送信票（様式別記）を添えて送信すること。

(2) 通知に必要な返信用封筒の同封

下記8(3)の通知に必要な返信用封筒として、提出者の住所及び商号又は名称を記載し、速達とする一般書留郵便料金額相当の郵便切手（890円）を貼付した長形3号封筒を同封すること。

(3) 電子データの送付

提出する技術資料とは別に、単価等を記載した様式2、様式3、様式4については、登録を希望するエリア毎に金額等を入力した電子ファイルを上記4に示す「技術資料の審査担当」に電子メール添付ファイルにより送信すること。

なお、様式2、様式3、様式4に記載する「基準額」及び「経費率(上限)」は、公告掲載しているExcel ファイル「中部支社 基準額・経費率(上限)」を参照して入力すること。

なお、「基準額」及び「経費率(上限)」はエリア毎に異なる金額となっているため、登録を希望するエリアのシートと他エリアのシートとを取り違えないよう十分に注意すること。

6 技術資料の審査

(1) 提出された技術資料に基づき、11 表に記載の（表－2）及び（表－3）に示す内容について審査する。

(2) 11 表に記載の（表－2）に掲げる応募資格要件を満たさない場合は不適格とし、（表－3）の審査は行わない。

7 事前指名者の決定方法

(1) （表－3）の審査において、別に定める基準ポイント数の制限の範囲内を満たす者の中から評価付けを行い、その評価結果を基に総合判断を実施し、最も評価の高い者を第一順位者として指名する。

なお、順位付けは、第三順位者まで行う。

(2) 上記(1)において、（表－3）の審査が同評価となった場合は、日本郵政建築(株)中部支社（以下、「J

PAE支社」という。)において別途くじで順位者を決定する。

なお、くじを引く者が出席できないとき又はくじを引けないときは、審査に関係のない社員にくじを引かせる。

(3) 指名者が指名を取り消された場合は、次順位者を指名し次回の公募までを指名期間とする。

8 審査結果及び指名通知等

(1) 技術資料等の審査基準日は、2025年7月15日(火)とする。

(2) 上記6及び7により選定された者を指名する(以下「指名者」という。)

(3) 指名者に対しては指名通知を、指名しない者(以下「非指名者」という。)に対しては、指名しない旨及び指名しない理由(以下「非指名理由」という。)を書面により通知する。

(4) 上記(3)の通知は、JPAE支社が行う。

9 失格の条件

以下の場合失格とする。

(1) 技術資料の提出方法、提出先及び提出期限が、指定した方法によらないもの。

(2) 技術資料の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(3) 技術資料に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(4) 技術資料に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(5) 虚偽の内容が記載されているもの。

10 その他

(1) 指名者は、小規模修繕工事等を受付する担当者及び連絡先(緊急連絡先を含む)を2025年8月28日(木)までに、JPAE支社に別途示す書面で報告すること。

(2) 指名者は、電気設備、空気調和設備及び衛生設備工事の協力会社を一覧に取りまとめ、連絡体制(緊急時の体制も含む。)を2025年9月2日(火)までに、JPAE支社に別途示す書面で提出すること。

(3) 指名者は、JPAE支社が実施する説明会に出席すること。

(4) 日本郵便(株)が委託をした日本郵政コーポレートサービス(株)BPOセンター(以下、「BPOセンター」という。)との打合せを2025年9月下旬までに行うこと。

(5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(6) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出期限以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 技術資料に虚偽の記載をした場合には、取引制限措置を行うことがある。

(9) 技術資料に虚偽の記載をし、その審査結果に基づき指名された場合は、これを取り消す。

(10) 提出された技術資料は返却しない。

(11) 技術資料提出者に関する問い合わせには一切応じない。

(12) 工事契約は、原則としてBPOセンターが行う。

(13) 本件手続に関する問い合わせ先は、上記4に示す技術資料等提出先のとおり。

1 1 表

(表－１) 配置技術者等に求める資格

工事種類	建築工事
資格の種類	１・２級建築施工管理技士、一・二級建築士、監理技術者資格者証（裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があるもの）

(表－２) 応募資格要件

要件	内 容
競争参加資格の有無	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２９に定める建築一式に係る総合評定値の通知を受けた者で、総合評定値が技術資料の提出期限日の１年７か月前までの日を審査基準日とするものであること。
競争参加（指名）停止の有無	技術資料等の審査基準日に、登録を希望するエリアの県において日本郵政グループ各社から競争参加（指名）停止を、国土交通省（東海地域は中部、北陸地域は北陸）地方整備局又は登録を希望するエリアの県から指名停止を受けていないこと。
技術者数と担当技術者の資格、免許等	（表－１）の有資格技術者を４名以上有し、かつ登録を希望するエリア毎に主担当技術者１名（（表－１）の資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする）、副担当技術者１名（資格の有無は問わず、隣接する他のエリアと重複可とする）をそれぞれ選定できること。 ただし、主担当技術者の資格を証明できる資格証等の提出は、指名通知後の提出としてもよい。（それ以外の者の資格証等の提出は不要）

(表－３) 労務単価と諸経費率及び標準工事価格での審査項目（技術資料）

項目	内 容	審査方法
労務単価と諸経費率	工種別の労務単価を、工種別に定めた係数等を乗じたポイント数合計（ポイント数合計には、ポイント数の小計に諸経費率（％）及び係数を乗じて算出した諸経費ポイント数を含む。）	ポイント数が最小の者から順位付けする。
標準工事価格	工事項目別の標準工事の総額金額（直接工事費及び諸経費等を含めた一式の総額）のポイント数合計	

2025年 月 日

送信票

E-mail: eizensupporthosyu.ii@jp-ae.jp

■ 送信先 日本郵政建築(株) 中部支社
業務部 施設管理担当 御中

■ 送信枚数 本票+1枚

■ 送信内容 下記のとおり送信します。

- ① 件 名
日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等受注者の募集

<登録希望エリア>
〇〇県〇〇エリア

- ② 郵送年月日
2025年 月 日

- ③ 書留・特定記録郵便物受領証(お客様控え)の写し
別添のとおり

■ 送信元 郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者名

担当者名

連絡先: 電話番号
: E-mail アドレス

募集エリアとその対象市町村名

(2025年6月1日現在)

募集エリア		対象となる施設の市町村名	注3	
			見積件数	発注件数
東 海 地 域	1 岐阜県西部エリア	羽島市、岐阜市、大垣市、海津市、瑞穂市、本巣市、安八郡安八町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、羽島郡笠松町、羽島郡岐南町、不破郡関ヶ原町、不破郡垂井町、本巣郡北方町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町、揖斐郡揖斐川町、養老郡養老町	338	316
	2 岐阜県中部エリア	可児市、各務原市、関市、郡上市、美濃加茂市、美濃市、山県市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町	195	177
	3 岐阜県東部エリア	恵那市、瑞浪市、多治見市、土岐市、中津川市、加茂郡七宗町、加茂郡川辺町、加茂郡東白川村、加茂郡白川町、加茂郡八百津町、可児郡御嵩町	180	153
	4 岐阜県北部エリア	下呂市、高山市、飛騨市、大野郡白川村	115	103
	5 静岡県西部エリア	浜松市、湖西市、袋井市、磐田市、周智郡森町	521	450
	6 静岡県中部エリア	掛川市、菊川市、御前崎市、焼津市、島田市、藤枝市、牧之原市、榛原郡川根本町、榛原郡吉田町	263	227
	7 静岡県静岡市エリア	静岡市	188	181
	8 静岡県東部エリア	御殿場市、三島市、沼津市、裾野市、富士宮市、富士市、駿東郡小山町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町	313	287
	9 静岡県伊豆エリア	伊東市、下田市、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡河津町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡南伊豆町、田方郡函南町	143	120
	10 名古屋中部エリア	名古屋市西区、名古屋市中区、名古屋市中川区、名古屋市中村区、あま市、愛西市、一宮市、稲沢市、岩倉市、犬山市、江南市、津島市、弥富市、海部郡蟹江町、海部郡大治町、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町、海部郡飛島村	512	384
	11 名古屋南部エリア	名古屋市港区、名古屋市昭和区、名古屋市瑞穂区、名古屋市天白区、名古屋市南区、名古屋市熱田区、名古屋市緑区、常滑市、大府市、知多市、東海市、半田市、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多郡南知多町、知多郡美浜町、知多郡武豊町	631	570
	12 名古屋北部エリア	名古屋市守山区、名古屋市千種区、名古屋市東区、名古屋市北区、名古屋市名東区、長久手市、愛知郡東郷町、春日井市、小牧市、北名古屋市、瀬戸市、清須市、日進市、尾張旭市、豊明市、西春日井郡豊山町	508	453
	13 宅宅名古屋南・北部エリア	名古屋市東区、名古屋市千種区、名古屋市北区、名古屋市南区、名古屋市緑区、名古屋市天白区、名古屋市昭和区、名古屋市熱田区	85	84
	14 愛知県中部エリア	みよし市、安城市、岡崎市、刈谷市、高浜市、西尾市、知立市、碧南市、豊田市、額田郡幸田町	429	383
	15 愛知県東部エリア	蒲郡市、新城市、田原市、豊橋市、豊川市、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村	342	299
	16 三重県北部エリア	伊賀市、亀山市、桑名市、四日市市、津市、名張市、鈴鹿市、いなべ市、員弁郡東員町、桑名郡木曽岬町、三重郡菰野町、三重郡川越町、三重郡朝日町	399	334
	17 三重県中部エリア	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡大台町、多気郡多気町、多気郡明和町、度会郡玉城町、度会郡大紀町、度会郡度会町、度会郡南伊勢町	241	228
	18 三重県南部エリア	熊野市、尾鷲市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町、北牟婁郡紀北町	53	48
北 陸 地 域	19 富山県東部エリア	滑川市、魚津市、黒部市、富山市、下新川郡朝日町、下新川郡入善町、中新川郡上市町、中新川郡立山町、中新川郡舟橋村	265	239
	20 富山県西部エリア	高岡市、射水市、小矢部市、砺波市、氷見市、南砺市	134	118
	21 石川県南部エリア	加賀市、金沢市、小松市、白山市、かほく市、野々市市、能美市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町	336	318
	22 石川県北部エリア	羽咋市、七尾市、珠洲市、輪島市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町	131	125
	23 福井県東部エリア	あわら市、坂井市、勝山市、大野市、吉田郡永平寺町	107	96
	24 福井県中部エリア	越前市、鯖江市、福井市、今立郡池田町、丹生郡越前町、南条郡南越前町	249	226
	25 福井県南部エリア	小浜市、敦賀市、三方郡美浜町、三方上中郡若狭町、大飯郡おおい町、大飯郡高浜町	99	92

注1： 日本郵政コーポレートサービス（株）ＢＰＯセンターで主に契約する施設名称及び詳細な住所は、別紙2及び別紙3による。

注2： 詳細な施設規模及び連絡先等については、事前指名者決定後、事前指名者に提示する。

注3： 見積・発注件数（参考）は2024年4月から2025年3月末までの1年間の実績件数。件数は見込みであり、増減することがある。